

第 1 章 総則

第1 目的

この指針は、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定に基づき設置される消防用設備等に係る本市の法令の解釈及び運用並びに指導基準を明確にすることを目的とする。

第2 用語

- 1 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 「令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 「規則」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- 5 「条例」とは、東三河各市の火災予防条例をいう。
- 6 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 7 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 8 「通常用いられる消防用設備等」とは、令第29条の4第1項に規定する通常用いられる消防用設備等をいう。
- 9 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」とは、令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等をいう。
- 10 「J I S」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。
- 11 「建築物」とは、建基法第2条第1号に規定する建築物をいう。
- 12 「主要構造部」とは、建基法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。
- 13 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。
- 14 「準耐火構造」とは、建基法第2条第7号の2に規定する準耐火構造をいう。
- 15 「防火構造」とは、建基法第2条第8号に規定する防火構造をいう。
- 16 「その他の構造」とは、耐火構造及び準耐火構造以外の構造をいう。
- 17 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。
- 18 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。
- 19 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。
- 20 「防火設備」とは、建基法第2条第9号の2ロに規定する防火戸その他の政令で定める防火設備をいう。
- 21 「特定防火設備」とは、建基令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。
- 22 「防火戸」とは、建基令第109条第1項に規定する防火戸をいう。
- 23 「特定防火戸」とは、特定防火設備のうちの防火戸をいう。
- 24 「常時閉鎖式」とは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものをいう。
- 25 「随時閉鎖式」とは、随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器等の作動と連動して閉鎖するものをいう。
- 26 「防火ダンパー」とは、建基令第112条第21項に定める構造の特定防火設備をいう。
- 27 「避難階段」とは、建基令第123条第1項又は第2項に定めるところにより屋内及び屋外に設けられる階段をいう。
- 28 「屋外避難階段」とは、建基令第123条第2項に定めるところにより屋外に設けられる階段をいう。
- 29 「特別避難階段」とは、建基令第123条第3項に定めるところにより設けられる階段をいう。
- 30 「認定品」とは、規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又

はこれらの部分である機械器具をいう。

- 31 「受託評価品」とは、法第21条の2第1項に規定する検定対象機械器具等及び認定品以外の消防の用に供する機械器具等のうち、日本消防検定協会が定める技術基準に適合しているものをいう。
- 32 「特定防火対象物」とは、法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物をいう。
- 33 「非特定防火対象物」とは、令別表第1に掲げる防火対象物のうち、特定防火対象物以外の防火対象物をいう。
- 34 「特定用途」とは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途をいう。
- 35 「無窓階」とは、建築物の地上階のうち、規則第5条の5で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。
- 36 「防災センター」とは、規則第12条第1項第8号に規定する防災センターをいう。
- 37 「中央管理室」とは、建基令第20条の2第2号に規定する中央管理室をいう。
- 38 「常用電源」とは、防火対象物において停電が発生したとき以外のとき、常に用いられる電源をいう。
- 39 「非常電源」とは、防火対象物で火災等が発生した場合において、当該防火対象物で停電が発生したときに、消防用設備等が使用できるように設けられる電源をいう。
- 40 「熱感知器」とは、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第2条第1号に規定する感知器のうち、火災により生ずる熱を利用して自動的に火災の発生を感知するものをいう。
- 41 「煙感知器」とは、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第2条第1号に規定する感知器のうち、火災により生ずる燃焼生成物（以下「煙」という。）を利用して自動的に火災の発生を感知するものをいう。
- 42 「炎感知器」とは、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第2条第1号に規定する感知器のうち、火災により生ずる炎を利用して自動的に火災の発生を感知するものをいう。

第3 運用上の留意事項

この指針は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなど法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術的背景から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上させるために、本市が付加する行政指導事項も含まれている。

これらの行政指導事項は、防火対象物の安全性の向上に相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下この第3において同じ。）に義務を課すものではなく、あくまでも相手方の任意の協力により実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該防火対象物の関係者に対して、火災に対する安全性の向上、必要性や具体策について、火災事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、防火対象物の関係者に判断を委ね、その理解を得て初めて具体化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については、指導経過等を明確に記録するなど、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

第4 基準の適用範囲

- 1 この指針は、令和8年4月1日から適用するものとする。
- 2 この指針の適用の以前においてなされた判断又は解釈に係る消防対象物への消防関係法令の規定の適用及び行政指導については、増築、減築、改築、用途変更その他の事情の変更がない限りにおいては、当該判断又は解釈は相当の公定力を有すると解するものとする。